

令和 6 年度

事 業 概 要
(計 画 編)

長崎県西彼保健所
(長崎県長崎振興局保健部)

I 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項

I. 1 広報・啓発

【事業目的】

地域住民や関係機関に対して、保健・衛生・環境等に関する情報を迅速かつ適切に提供する。

【現状と課題】

- ・保健医療情報に関するニーズが増大・多様化する中で、地域住民や関係機関に対して正確な情報を迅速かつ積極的に提供し、健康への意識を高めることがますます重要になっている。

【計画】

- ・地域住民や団体との協働による啓発活動の展開。
- ・ホームページによる情報発信。

I. 2 地域保健研修

I.2.1 管内地域保健関係職員等研修事業

【事業目的】

地域の実情に即した幅広い分野の研修を実施することにより、市町職員を中心とした地域保健関係職員、及び保健所職員の資質向上を図り、地域保健対策の円滑な推進を図る。

【現状と課題】

- ・地域保健対策に係る人材は、公衆衛生の最新の専門知識に基づく指導的役割はもとより、地域保健の現場を支える実践力、健康危機管理への対応能力、虐待や精神の個別困難ケースへの対応等、様々な情勢や住民ニーズの多様化に対応していくかなくてはならない状況にある。
- ・地域保健活動をより効果的に実施していくためには、日頃の活動の成果を明確化し、科学的・研究的な視点での検証を実践していくことが重要である。

【計画】

- ・必要に応じて、各事業の中で実施する。

I.2.2 学生等教育研修事業

【事業目的】

地域の保健医療を担う人材の育成や公衆衛生に理解のある保健医療関係者の人材を確保するため、大学等の要請を踏まえて研修生や学生を受け入れ保健所事業や公衆衛生活動の実践的指導を行う。

【現状と課題】

- ・保健所における専門的・技術的・広域的機能を学び、保健所で行われる地域保健活動が、多職種や他機関との連携によって組織的に展開される協働作業であることを理解してもらうことが必要である。

【計画】

- ・要請のあった大学の実習生を受け入れる。

活水女子大学食生活健康学科	4年生 3名
長崎県立大学院公衆衛生看護学コース	2年生 4名

2 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項

2. 1 統計調査

【事業目的】

厚生労働省の委託により、各種保健衛生統計報告、調査を実施し、厚生行政の基礎資料を得る。

【現状と課題】

- ・保健所では、各種保健衛生統計報告、調査の取りまとめを行い、県を通じて厚生労働省へ報告している。

【計画】

- ・実施調査名：人口動態調査、医師・歯科医師・薬剤師調査、医療従事者調査、調理師業務従事者調査、医療施設静態・動態調査、病院報告、患者調査、受療行動調査、国民生活基礎調査、社会保障・人口問題調査、地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例

3 栄養の改善及び食品衛生に関する事項

3. 1 栄養改善対策

【事業目的】

- ・県民が自ら食生活改善に取り組み、健康的な生活習慣を定着できるように、関連機関と連携して支援体制を充実させるとともに、食に関する環境整備を行う。
- ・栄養・食生活についての専門職の養成及び育成を図る。

【現状と課題】

- ・給食施設の栄養管理・危機管理等は、施設種類などで改善への取り組み状況に差が見られた。施設種類により関係する法律等や必要な取り組みが異なるため、施設の特性に合わせた指導が必要。
- ・市町の健康課題や巡回指導からの課題を共有し、必要に応じ市町の協力を得ながら給食施設の研修会を行う必要がある。
- ・地域における栄養及び食生活の改善の施策における推進を図るため、管内市町栄養士と業務検討を行う必要がある。
- ・食品関係者へ完全施行の栄養成分表示義務の周知の徹底と、個別対応での正しい表示の指導を行う必要がある。併せて、住民へ活用の仕方の周知も図る必要がある。
- ・地域の健康づくりの担い手の食生活改善推進員は、会員数減少やそれに伴い活動継続に支障が生じている。円滑な活動が行われるよう組織及び人材育成のための支援を行う必要がある。

【計画】

- ・国(県)民健康・栄養調査の実施
- ・給食施設巡回指導の実施（約15施設）
- ・メーリングリスト等を活用した給食施設への情報提供（5回以上）
- ・給食施設栄養管理研修会の開催（1回）
- ・管内栄養改善業務検討会の開催（1回）
- ・食生活改善推進協議会運営への支援
- ・栄養成分表示に関する啓発及び相談の実施

3. 2 食品衛生対策

3.2. 1 食品取扱施設の許可及び監視指導

【事業目的】

- ・食品衛生法及び長崎県食品衛生に関する条例に基づき、営業施設の基準等についての事前指導等、許認可事務を行う。
- ・改正食品衛生法に規定される届出を要する食品関係営業施設の届出や「ふぐによる食中毒防止対策要綱」に定められたふぐ処理施設の届出等を行う。

- ・食品営業許可施設や給食施設などにおいて長崎県食品衛生に関する条例に規定される基準の遵守、適正表示について監視指導を行うとともに、収去検査を実施し、食品による事故の未然防止を図る。

【現状と課題】

- ・国内の食中毒の発生状況は、飲食店や宿泊施設での発生頻度が高く、これらの施設で発生した場合、被害状況が深刻化し、社会的に大きな影響を与えるケースも散見される。よって、これらの施設を重点的に監視し、食中毒の発生を未然に防止する必要がある。また、大規模な食品事故を未然に防止するため、広域流通食品の製造業施設及び販売業施設に対する監視指導も強化する必要がある。
- ・管内の食品取扱施設数(令和6年3月末現在)は、法許可施設1,061施設、条例許可施設11施設、給食施設147施設、届出を要する食品関係営業施設627施設。

【計画】

- ・「食品衛生法」、「長崎県食品衛生に関する条例」、「ふぐによる食中毒防止対策要綱」等に基づく許可または届出があった営業施設並びに給食施設等に立入検査を行い、長崎県食品衛生に関する条例に規定される基準や食品の適正表示の遵守状況の確認並びに必要に応じて収去検査やふき取り検査を実施し、営業者等に対する指導を行い、食品による健康被害の未然防止を図る。また、食品の取り扱い施設・設備ならびに管理運営の優良なものに対して奨励的に表彰する制度を設け、年1回優良店の選定、表彰を行う。
- ・監視指導実施計画に基づく食品取扱施設の監視指導を実施（令和6年度目標監視数：1,174施設）。
- ・収去検査実施計画に基づく食品の収去検査を実施（令和6年度目標数：121検体）。

3.2.2 食中毒防止対策事業

【事業目的】

食品の安全性の確保、食品衛生思想の普及啓発を図り、食品による事故を未然に防止する。

【現状と課題】

- ・技術の進歩により、食品は広域に流通し、また、消費者のニーズに合わせ多様化が進み県民の食品業界や行政に対する食品の安全・安心を求める意識も高まっている。
- ・長崎市に隣接するため、郊外型の大型店舗が多く、広域流通食品による事故等には特に注意が必要である。
- ・近年多発傾向にあるノロウイルス食中毒、カンピロバクター食中毒やアニサキス食中毒に対する予防対策が重要である。

【計画】

- ・食中毒を疑う事案が発生した場合は、迅速な調査、検体収集、検査、分析等を実施し、原因を早期に究明し被害の拡大を防ぐと共に再発防止に努める。
- ・管内に流通する食品の安全性の確保するため、食品添加物等の規格基準検査、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査、残留農薬検査、生食用カキの成分規格検査、採取海域の海水検査及びアレルギー物質検査を実施。
- ・食品の適切な取扱い方法や食中毒の防止方法など、食品に関する安全性確保のための正しい知識の普及啓発を図る。

3.2.3 HACCP に沿った衛生管理

【事業目的】

食品衛生法の改正により制度化された HACCP に沿った衛生管理が、令和 3 年 6 月から義務化されたことをふまえ、HACCP に沿った衛生管理のさらなる普及啓発を図り、県内で製造・販売される食品の安全性を確保することを目的に適正な運用を推進する。

【現状と課題】

- ・平成 30 年 6 月に食品衛生法が改正され、食品営業施設における HACCP に沿った衛生管理が義務化されたことから、管内の全食品営業者が HACCP を適切に実践できるよう助言・指導を行う。
- ・近年増加傾向にある生食用鮮魚介類を原因とするアニサキス食中毒を予防するため、同食中毒が発生する可能性のある営業施設において、アニサキスをリスクとしてとらえる衛生管理計画を作成し、HACCP を運用する必要がある。

【計画】

- ・食品衛生責任者講習会や個別指導により HACCP に沿った衛生管理の適正な運用の推進を図る。
- ・食品営業許可施設の新規及び更新許可時においても、申請者へ HACCP 運用にかかる助言・指導を行う。
- ・HACCP に沿った衛生管理を導入した営業者に対しては、監視の際に衛生管理計画、記録等の内容を確認し、円滑な運用ができるよう助言等を行う。
- ・HACCP による衛生管理において問題を認めた営業者に対しては、衛生管理計画、衛生管理の記録等について助言・指導を行う。

4 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項

4. 1 生活衛生対策

4.1.1 営業施設の衛生確保事業

【事業目的】

旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所において、利用者が衛生的なサービスを受けられるよう、施設に立入り衛生指導を実施する。

【現状と課題】

- ・施設数（R6.3月末現在）：旅館 97、公衆浴場 13、興行場 1、理容所 75、美容所 178、クリーニング所 59。
- ・公衆浴場及び旅館の共同浴槽について、条例で定められた浴槽水の水質検査を適切に実施していない施設がある。
- ・衛生管理に加え、施設変更及びその届出が適正に行われているか、管内対象施設の立入検査を強化する必要がある。

【計画】

- ・各営業施設の立入検査を実施し、衛生管理に加え施設変更及びその届出が適正に行われているか確認する。特に問題のある施設に対しては重点的に繰り返し指導し、営業者の衛生管理及び法令順守に対する意識向上を図る。
- ・特に、リスクが高い循環式浴槽を設置する公衆浴場及び旅館を優先して立入検査を実施し、浴槽水の水質検査を含めたレジオネラ症防止対策の確実な実施について周知徹底を図る。
- ・理容所・美容所の衛生確保を図るため各同業組合と協力し、衛生講習会において開設者や従業員の衛生管理に対する意識向上を図る。

4.1.2 ビル管理法に基づく衛生確保事業

【事業目的】

特定建築物（多くの人が使用又は利用する建物）の衛生的な環境の確保を図り、建築物清掃業等事業の登録促進により、事業者の資質の向上を図る。

【現状と課題】

- ・特定建築物（R6.3月末現在）：29
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する事業登録施設数（R6.3月末現在）：11
- ・特定建築物に該当する旅館や公衆浴場等の環境衛生営業施設許可を有する施設については、環境衛生営業施設立入調査時に併せて監視指導を実施しているが、大型店舗や事務所等の特定建築物のみ対象とした立入調査の件数は少ない。

【計画】

- ・特定建築物に該当する大型店舗、旅館業施設等について併せて監視指導を実

施し、施設の衛生確保を図る。

4.1.3 遊泳用プールの監視指導

【事業目的】

利用者が安心してプールを利用できるように、施設の安全及び衛生の確保を図り、事故を未然に防止する。

【現状と課題】

- ・遊泳用プール施設数（R6.3月末現在）：8（内1施設休業中）
- ・プールの安全及び衛生管理については、「プールの安全標準指針」及び「遊泳用プールの衛生基準」に基づき指導を行っている。

【計画】

- ・遊泳用プール施設について、状況に応じた適切な助言・指導を実施し、施設の安全及び衛生管理体制の確保を図る。

4.1.4 水道施設の衛生確保事業

【事業目的】

安全な水の安定供給を図るために、市町が管理している水道施設（上水道・簡易水道）の立入検査を行い、衛生指導を実施する。

【現状と課題】

- ・施設数（R6.3月末現在）：6（上水道3、簡易水道3）
- ・水道施設の適切な資産管理、老朽施設の効率的な改修、運営基盤の強化や技術力の確保など、さまざまな課題を抱えている。

【計画】

- ・管内の水道施設に対し、計画的に立入検査を実施し、立入施設数等について半期毎に水環境対策課に報告する。

4.1.5 温泉の保護と適正利用の推進

【事業目的】

温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するとともに、温泉の利用の適正化により、公共の福祉の増進に寄与する。

【現状と課題】

- ・温泉泉源数：7（内3施設休止中）（R6.3月末現在）
- ・温泉利用許可施設数：10（内1施設休止中）（R6.3月末現在）
- ・管内の温泉利用許可施設はすべて公衆浴場の許可施設。

【計画】

- ・公衆浴場の立入検査に合わせ、温泉法の遵守についても指導を行う。

4. 2 生活排水（浄化槽）対策

【事業目的】

浄化槽の設置、保守点検等について、設置届の励行や保守点検業者の登録制度等での促進により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努める。

【現状と課題】

- ・生活排水等の処理施設である浄化槽は、河川や海の環境保全に寄与しているが未だに適正に管理されていない浄化槽が見受けられる。
- ・指定検査機関（長崎県浄化槽協会）による法定検査において、不適正と判断された浄化槽や法定検査受検拒否者に対して、適正な維持管理に努めるよう粘り強い指導が必要である。
- ・令和元年の法改正により、浄化槽管理士に対する研修の義務付け、単独浄化槽から合併浄化槽への転換の方針が示された。

【計画】

- ・浄化槽法定検査受検拒否者や適正に管理していない浄化槽管理者に対しては、管内市町、指定検査機関及び浄化槽保守点検業者と連携して指導を行う。
- ・法律改正の趣旨に沿った指導を行っていく。

4. 3 廃棄物対策

4.3.1 一般廃棄物対策推進事業

【事業目的】

一般廃棄物（し尿、ごみ等）の適正処理、処理施設の整備、再資源化及び減量化等について、市町等に対して指導、監督を行う。また、焼却施設からのダイオキシン類の発生量削減や最終処分場の適正化を推進する。

【現状と課題】

- ・長崎県ごみ処理広域化計画に基づき、西海市では、ごみ処理施設の西海市炭化センターが、H27.7月から稼働中であり、また長与町及び時津町（長与・時津環境施設組合）は、クリーンパーク長与がH27.4月から稼働中である。
- ・ごみ焼却に係るダイオキシン類の発生、最終処分場からの有害物質の浸出、ごみ処理の広域化など一般廃棄物処理について、各市町と連携を図りながら対応を図る。
- ・長崎県海岸漂着物対策推進計画では、西海市の海岸の一部が海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）に選定されている。
- ・平成30年4月から有害使用済機器（家電リサイクル法対象品目を含め32品目）を保管又は処分する事業者の届出が必要となった。

【計画】

- ・一般廃棄物処理施設への立入検査を行う。
- ・有害使用済機器保管又は処分事業者の調査を行う。

4.3.2 産業廃棄物対策推進事業

【事業目的】

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対して、再生利用や減量化の促進に向けた適切な指導を行い、生活環境の保全を図る。

【現状と課題】

- ・マニフェスト未交付や不適切な委託契約による産業廃棄物の引渡し・引受け行為が見受けられ、廃棄物処理法に基づく処理の周知・徹底が必要である。また、産業廃棄物処理業者の保管容量超過等の処理基準に違反する行為も見受けられる。
- ・長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく事前協議を行わずに県外から搬入された産業廃棄物を処理している事例が見受けられており、同要綱に基づく処理の周知徹底が必要である。

【計画】

- ・廃棄物適正処理推進指導員を中心として、産業廃棄物処理業者等への計画的な立入検査を実施する。（収集運搬業者4～12回／年、処分業者6～12回／年）
- ・産業廃棄物処理業者等を対象に法の遵守及び廃棄物の適正処理を推進するため、研修会を実施する。（年1回）
- ・廃棄物適正処理推進指導員による不法投棄パトロールを行う。
- ・特別管理産業廃棄物の適正処理を図るため、病院等の排出事業者に対して立入検査・指導等を行う。

4.3.3 PCB廃棄物対策事業

【事業目的】

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の長期保管に伴う紛失や漏洩による環境汚染防止のため、PCB廃棄物の保管及び処分、使用状況届出の提出の指導をはじめ適正保管と早期処理の啓発・指導を行う。

【現状と課題】

- ・長崎県の安定器等・汚染物（高濃度PCB廃棄物）は令和3年3月31日までにJESCO（日本環境安全事業株式会社）北九州事業所で処理することが義務付けられており、高圧トランス・コンデンサ等の高濃度PCB廃棄物は令和3年3月31日までに処理された。しかしながら今後、高濃度PCB廃棄物が新たに発見された場合にあっては適正な保管が必要であることから注視する必要がある。
- ・低濃度PCB含有機器については、令和9年3月までに処分するよう期間延長されたものの、保管の長期化による環境汚染防止のため、できるだけ早期の処理を促す必要がある。

【計画】

- ・管内の安定器等・汚染物（低濃度PCB廃棄物）の掘り起こしを行い、早期

の処分を促す。

- ・「P C B 廃棄物の保管及び処分・使用状況報告書」の受理及び適正保管・期間内処理を指導する。
- ・P C B 廃棄物を保管する全事業者所に対して、年1回の立入検査を行う。

4.3.4 リサイクル推進事業

【事業目的】

建設リサイクル法、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に基づき、資源の有効利用の確保及び廃棄物の適正処理の指導を行い、生活環境の保全及び経済の健全な発展に寄与する。

【現状と課題】

- ・自動車リサイクル法に基づき使用済廃自動車の引取・フロン回収・解体が適切に実施されるよう、定期的な立入検査による啓発・指導が必要である。
- ・廃棄物の排出量削減については一定の効果が認められているが、再生利用量については低い水準にとどまっている。
- ・建設リサイクル法に基づく解体等作業が実施されていない事例が見受けられる。

【計画】

- ・建設部局と合同で解体現場等のパトロール等6月と10月の2回を実施する。
- ・フロン排出抑制法に基づき年1回の立入検査を行う。
- ・自動車再資源化協力機構等とともに、自動車リサイクル法に基づく立入検査を行う。

4.3.5 不法投棄及び違法焼却対策

【事業目的】

産業廃棄物処理業者への立入検査及び不法投棄パトロールを実施することにより、廃棄物の不適正処理や不法投棄・違法焼却の未然防止、早期発見、早期指導を図るほか、不法投棄物の撤去など不適正処理対策を推進する。

【現状と課題】

- ・廃棄物の不法投棄や野外等での不法な焼却が後を絶たず、また、産業廃棄物処理業者による不適正処理も見受けられることから、その防止対策が重要な課題となっている。
- ・廃棄物適正処理推進指導員を平成30年度3名から2名に減員したが、計画的に産業廃棄物処理業者の立入検査及び不法投棄パトロールを行い、廃棄物の不適正処理の未然防止に努めている。

【計画】

- ・廃棄物適正処理推進指導員による不法投棄等防止パトロールを計画的に実施。
- ・6月の環境月間に警察及び市町等関係機関と合同で一斉パトロールを実施。

4. 4環境保全対策

4.4.1 公用用水域及び地下水等の監視

【事業目的】

環境基準の適合状況等を確認するため、県の公用用水域水質測定計画に基づき、管内海域及び流入河川の公用用水域等の水質汚濁状況を監視する。

【現状と課題】

- ・公用用水域の監視結果については、外海側の海域および河川は環境基準を満たしているものの、大村湾全体としては環境基準を達成していない。そのうち管内の地点においては4地点のうち1地点が未達成であり、大村湾流域の工場および事業場の排出水に対するさらなる監視・指導が必要である。

【計画】

- ・管内公用用水域の水質調査の実施。海域：西海市3地点（年6回）、河川：西海市3地点（年6回）

4.4.2 大気汚染防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】

大気汚染防止法に基づき、工場及び事業場における事業活動等に伴うばい煙及び粉じん等による公害防止並びに建築物の解体工事等に伴う石綿飛散防止を図るため、立入検査による監視・指導により、生活環境を保全する。

【現状と課題】

- ・石綿（アスベスト）を含む建築物の解体等において、飛散防止対策等の監視・指導を行っている。
- ・法改正により、建築物・工作物の解体等工事における石綿飛散防止対策の内容が一部強化され変更になったことから更なる周知が必要である。
- ・令和4年4月1日から、解体等工事を行おうとする場合、建築資材の石綿含有の有無についての事前調査結果を報告することが義務化されている。さらに令和5年10月1日からは、資格者が事前調査を実施することが義務付けられたため、事業者へ事前調査に関する周知および指導を行う必要がある。

【計画】

- ・ばい煙発生施設・粉じん発生施設・水銀排出施設への立入検査を実施。
- ・建設部局と合同で解体現場等の立入検査を実施。
- ・解体等工事を行う事業者への事前調査に関する周知および指導を実施

4.4.3 水質汚濁防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】

水質汚濁防止法及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき、工場及び事業場からの排出水を監視・指導することにより、公用用水域及び地下水の水質汚濁の防止、生活環境の保全を図る。

【現状と課題】

- ・管内には、水質汚濁防止法に定める特定事業場及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に定める指定施設の排水調査を実施しているが、排水処理施設の不適切な維持管理等から基準を超過した汚水を排出する事業場が見られる。
- ・平成24年の水質汚濁防止法改正により、有害物質貯蔵指定施設等については届出が必要となり、構造基準の遵守が義務付けられている。

【計画】

- ・令和3年度に示された地域環境課の方針に基づき、排水基準が適用される事業場等に対し、計画的に立入検査・排水検査を実施するとともに自主検査結果の報告を求め遵守状況を確認する。
- ・有害物質使用特定施設設置者等に対する構造基準の順守状況を監視する。

4.4.4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視指導

【事業目的】

- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉等の規制対象施設に対する排出ガス等の検査を行い、排出基準の遵守を指導する。
- ・同法に基づく事業者によるダイオキシン類の自主測定及び報告の徹底を図ることにより、県民の健康保護を図る。

【現状と課題】

- ・管内の廃棄物焼却炉等の特定施設から排出基準超過は確認されていない。

【計画】

- ・特定施設を設置する事業場に対して立入検査を行うとともに、届出及び自主測定検査の報告について指導する。
- ・県地域環境課と合同による煙道排出ガス測定を含めた立入検査を実施する。

4.4.5 環境教育関係業務

【事業目的】

「長崎県環境教育等行動計画」に基づき、学校、地域社会、事業所における情報や機会の提供及び環境教育の推進を図る。

【現状と課題】

- ・学校や地域で開催される研修会・学習会等に学識経験者や実践活動家からなる環境アドバイザーを派遣する制度が例年、活発に利用されている。

【計画】

- ・管内市町からの要請を受けた小学生等を対象とした水生生物調査等へ参画する。
- ・環境アドバイザー制度の更なる周知を図る。

4.4.6 公害苦情対応

【事業目的】

典型7公害（環境基本法に定める「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」及び「悪臭」をいう。）の苦情等について、発生原因を究明・排除し、地域の生活環境を保全することにより健康の保護に資する。

【現状と課題】

- ・「騒音」、「振動」、「悪臭」は市町の専任事務であるが、苦情等があった際には市町と連携して対応している。

【計画】

- ・苦情に対しては市町が対応に苦慮する案件など生じた際には、迅速な初期対応を市町と連携を図り、地域住民への適切な対応を行う。

4.4.7 地球温暖化防止対策

【事業目的】

低炭素社会の実現に向けて新たな長崎県地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減を進める。

【現状と課題】

- ・県から2年間の任期で委嘱を受けた7名の地球温暖化防止活動推進員が管内で活動している。

【計画】

- ・長崎県地球温暖化防止活動推進員の資質向上を図るための各種研修会への参画する。
- ・市町地球温暖化防止対策協議会に参画し、市町の活動・取り組みを支援する。

4.4.8 大気汚染情報（注意報等）の発信

【事業目的】

光化学オキシダントやPM2.5などによる大気の著しい汚染により、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあると判断され、注意報等が発令された場合には、県の要綱、要領に沿って対応を行い、管内の健康被害の状況を把握する。

【現状と課題】

- ・県地域環境課が運用している大気環境速報システムにおいて、管内では時津小学校、面高、大小島、伊佐浦、遠見岳、雪浦の6ヶ所の測定局において大気汚染物質が常時監視されている。
- ・令和3年3月30日に壱岐地区においてPM2.5に関する注意喚起が行われた。今後、管内での発令等があった場合は健康被害発生防止のため、速やかな対応が求められる。

【計画】

- ・県地域環境課からの常時監視の情報に基づき、大気汚染緊急時には医療機関や県民の問い合わせや被害情報の把握に対応する。

4.4.9 未来環境条例指定地区巡回指導

該当なし

4.4.10 環境放射線監視

該当なし

4. 5 動物愛護対策

【事業目的】

「人と動物が共生できる地域社会」の実現に向けて、長崎県民一人ひとりの中に動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した適正な飼育方法、ひいては動物福祉を含めた動物愛護管理等を普及する。

【現状と課題】

- ・動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、やむを得ず飼えなくなった犬猫の引取時の指導強化及び特段の事情がない場合の「飼い主がいない猫」の引取りの拒否により、犬猫の引取頭数はここ数年減少傾向にある。
- ・令和5年4月1日に長崎県動物の愛護及び管理に関する条例が施行され、「飼い主がいない猫」への餌やりがルール化されたが、むやみな餌やりによる周辺の糞尿被害等の苦情が頻繁に寄せられている。

【計画】

- ・動物の生涯飼育及び適正飼育等飼い主の責任と理解を深めるため、関係各市町や県獣医師会西彼支部と協力して啓発及び指導を行い、引取頭数の抑制につなげる。
- ・長崎県動物愛護推進協議会西彼支部（支部長：衛生環境課長、委員：開業獣医師1名、各市担当者により構成）の事務局として、動物愛護に関する様々な活動を推進する。
- ・動物愛護管理に係る苦情相談対応及び飼い主等への指導を行う。
- ・地域猫事業を推進し、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施するとともに活動者に対する助言等、技術的支援を行っている。
- ・管内にある動物取扱業者に対して監視指導を行う。

4. 6 狂犬病予防対策

【事業目的】

狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射接種率の向上、野犬・違反

犬の捕獲抑留等を実施し、狂犬病の発生及びまん延を予防する。

【現状と課題】

- ・令和5年度の管内登録頭数：4,067頭
- ・狂犬病の発生を予防するには、注射率70%以上を確保する必要があるが、令和5年度の管内注射率は77.9%であった。しかしながら、数多くの未登録犬、予防注射無接種犬の存在が推測される。
- ・令和5年度の捕獲頭数：4頭（返還頭数0頭）
- ・令和5年度の咬傷事故頭数：4頭

【計画】

- ・違反犬による事故発生を防ぐため、各市町と連携し違反犬捕獲を実施する。
- ・狂犬病予防担当者会議を開催し、狂犬病予防に係る事業を推進する。
- ・登録・注射及び適正飼養について、住民の意識向上を図る。
- ・狂犬病発生・まん延を防ぐため、登録数ならびに予防注射実施率の向上を図る。
- ・犬による咬傷事故が発生した場合、狂犬病予防員は長崎県狂犬病予防法施行細則取扱規程第3条に基づき検診を実施する。

5 医事及び薬事に関する事項

5. 1 適性医療確保

5.1.1 医療機関立入り検査

【事業目的】

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査により、医療機関を科学的かつ適正な医療を行う場にふわしいものとする。

【現状と課題】

- 不適合事項があるときは、開設者又は管理者に改善報告書を求めることも含め、改善のために必要な指導を行う必要がある。

【計画】

- 病院は、毎年1回実施
- 無床診療所（歯科を含む）は、5年に1回実施。有床診療所については、3年に1回実施。

5.1.2 医療施設・施術所施設・衛生検査室の開設届、変更届等の申請事務

【事業目的】

関係法令に基づく、開設、変更等の受付、開設調査等及び指導を行う。

【現状と課題】

- 良質かつ適切な医療・施術等が提供されるために、関係法令に基づく医療施設許可申請及び届出の審査が必要である。

【計画】

- 病院、診療所、施術所等の開設届、変更許可申請及び変更届等の受付
- 開設、変更に伴う調査及び指導

5.1.3 指定医療機関指定申請事務

【事業目的】

関係法令に基づき、医療機関等からの指定申請事務を行う。

【現状と課題】

- 関係法令に基づき、医療機関等の指定申請、指定辞退、変更届を受付けている。

【計画】

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく、結核指定医療機関指定申請
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく、被爆者一般疾病医療機関指定申請

5.1.4 免許申請事務（医療従事者・栄養士・調理師）

【事業目的】

医療従事者、栄養士、調理師の免許申請事務を行う。

【現状と課題】

- ・現状：関係法令に基づき、国（厚生労働大臣免許）、県（県知事免許）の免許申請等を受け付けている。
- ・課題：事務手続において申請者の利便性を図る必要あり。
(例：来所せずに申請できるように電子申請システム等を取り入れる等。)

【計画】

- ・免許申請業務を迅速かつ丁寧に進めていく一方、申請者の利便性を図る施策を検討していく。

5.1.5 医療安全相談センター

【事業目的】

医療に対する患者の苦情や相談に迅速に対応することにより、医療の安全と信頼を高めるとともに医療機関への情報提供を通じて患者サービスの向上を推進することにより、医療の安全と向上を図る。

【現状と課題】

- ・住民が安心してかかれる医療体制づくりを目指し、西彼地域医療安全相談センターを設置し、医療相談事業や関係機関の連絡調整会議の開催及び医療安全の為の情報提供を行っている。

【計画】

- ・医療安全相談センター連絡調整会議
- ・相談対応（随時）

5. 2 医薬品等安全対策

5.2.1 薬機法に基づく監視指導

【事業目的】

医薬品、医薬部外品、医療機器等の有効性、安全性の確保のため、薬局、製造販売業者、医薬品販売業者等に対し立入検査を実施する。

【現状と課題】

- ・施設数（R6.3月末現在）：薬局 46、薬局製剤製造販売業 1、店舗販売業 19、卸売販売業 1、配置販売業 5、高度管理医療機器等販売業・貸与業 39。
- ・新規許可施設及び既存店舗において、薬機法等関係法令の遵守等について監視指導が必要である。

【計画】

- ・医薬品の一斉取締り期間及び許可更新時期を中心に主に薬局及び医薬品販売業者に対して立入検査を行う。その際、薬機法に基づいた、施設の構造設備、管理状況及び医薬品の適正使用等について指導を行う。
- ・「薬と健康の週間」の期間中、地域の催し物において住民に対する医薬品の適正使用、医薬分業等の推進に関する啓発活動を行う。

5.2.2 毒物及び劇物取締法に基づく監視指導

【事業目的】

毒物及び劇物による保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物営業者等に対する指導取締りを行う。

【現状と課題】

- ・管内の毒物及び劇物関係登録施設は、販売施設 37、特定毒物研究者 2 名である。(R6.3 月末現在)

【計画】

- ・毒物劇物販売業登録施設に対し、農薬危害防止運動や医薬品の一斉取締りの期間、及び登録更新時期を中心に、危害防止規定の策定を指導し、毒物劇物の事故発生を予防するとともに事故が発生した際の適切な対応を指導する。また、毒物劇物の管理状況及び譲渡手続き等法令遵守について監視指導を実施する。

5.2.3 麻薬及び向精神薬取締法等に基づく監視指導（不正けし及び大麻を含む）

【事業目的】

麻薬、向精神薬及び覚醒剤乱用による保健衛生上の危害を防止するため、麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料等取扱者に対する指導取締りを行う。

【現状と課題】

- ・管内の麻薬取扱施設数は、病院 8、一般診療所 46、飼育動物診療施設 7、家庭麻薬製造業者 1、卸売業者 1、小売業 40、麻薬研究者 1 である。(R6.3 月末現在)
- ・医療用麻薬等は医療の現場では欠かせないものである一方で、乱用された場合、保健衛生上の危害が発生する可能性がある。疼痛ケアの推進に伴い麻薬の種類が多種多様化しており、麻薬、向精神薬・覚醒剤原料取扱施設に対し、その使用について指導を徹底する必要がある。
- ・R5 年度の不正けし抜去箇所 9 箇所、抜去本数セティゲルム種 3,498 株。

【計画】

- ・麻薬、向精神薬、覚醒剤原料取扱い施設に対し、施用、保管、管理等、適正使用について監視指導を実施する。
- ・「不正大麻・けし撲滅運動」の月間にあわせ、不正栽培や自生している大麻・けしの発見及び抜去に努める。

5.2.4 薬物乱用を根絶する地域社会づくり

【事業目的】

麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用による弊害を広く住民に周知し、薬物の乱用による危害防止を図るとともに、薬物乱用を根絶する社会環境づくりを推進する。

【現状と課題】

- ・西彼保健所地区薬物乱用防止指導員協議会設置。指導員数 20 名。
- ・乱用される薬物は、麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグの他、向精神薬の乱用も増加している。近年、若年層を中心とした大麻事犯の検挙者数が増加しており、大麻による薬物汚染の広がりが懸念されている。
- ・県内においても高校生や大学生による大麻取締法違反（所持等）事案が相次いで発生しており、若年層への薬物乱用に係る正確な知識・情報の提供がより一層重要である。

【計画】

- ・「ダメ。ゼッタイ。普及運動」及び「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」の期間を中心に、薬物乱用防止の啓発を行う。
- ・「保健所地区薬物乱用防止指導員協議会」の地区指導員活動を支援し、地域における啓発活動を推進する。
- ・「薬物相談窓口事業」として一般からの啓発等の相談を受けるとともに、「薬物乱用防止教室」への講師派遣や啓発資材提供を行い、青少年に対する薬物乱用防止の啓発を行う。

5.2.5 献血推進

【事業目的】

住民の献血に対する理解を深めるための普及啓発及び献血協力者の確保等を推進し、必要とされる安全な血液製剤の安定供給を確保する。

【現状と課題】

- ・昨年度の管内献血確保目標達成率（献血者数）は 100.7% である。
- ・10 代～30 代の若年層の対年代別人口に対する献血者の割合が年々減少している。輸血用血液製剤や血漿分画製剤の大半は高齢者の医療に使用されており、健康な若い世代が高齢者医療の多くを支えている。今後少子高齢化が進むにつれ、現在の献血者比率がこのまま推移すると、救命医療への支障が懸念される。

【計画】

- ・特に 400ml 献血及び成分献血推進・普及のため「愛の血液助け合い運動」及び「はたちの献血キャンペーン」の期間を中心に啓発を行う。
- ・保健所地区献血担当者会議を開催し、市町との連絡調整や協議を行い、各市町の地域の実情に応じた目標の設定及び達成を目指す。
- ・高等学校等における献血セミナーの実施等において、若年層が献血に触れ合

う機会が持てるよう支援する。

6 保健師に関する事項

6.1 保健師に関すること

【事業目的】

予防の視点を持ち、地域生活に軸足を置いた保健活動が実践できる保健師の計画的な人材育成を行う。

【現状と課題】

- ・平成 28 年 3 月 「長崎県保健師人材育成ガイドライン」が策定された。
- ・平成 28 年 3 月 「長崎県保健師人材育成ガイドライン」が策定された。
- ・平成 30 年 3 月 「家庭訪問における地域保健活動技術マニュアル」が策定された。
- ・平成 31 年 3 月 「長崎県保健師活動指針」が策定された。
- ・令和 5 年 3 月 「長崎県保健師人材育成ガイドライン (Ver.2)」が策定された。

【計画】

- ・保健師人材育成ガイドラインに基づく人材育成の実践（OJT）と家庭訪問マニュアルの活用

7 公共医療事業の向上及び増進に関する事項

7.1 地域（保健）医療関係

【事業目的】

医療計画に基づき、県民に対する良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。

【現状と課題】

- ・関係機関の協力により、休日在宅当番医、救急輪番体制を実施している。
- ・5疾病（がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病〔慢性腎臓病〕、精神疾患）、6事業（離島へき地、救急、小児、周産期、災害医療、新興感染症発生・まん延時における医療）及び在宅医療に重点をおいて、医療提供体制の確保、充実強化を図る必要がある。
- ・長崎医療圏では医療資源の偏在が見られ、急性期機能のある医療機関から離れた西海市では、救急搬送時間の短縮が課題となっており、令和4年度に4床病床確保した救急診療所での設置計画が示された。

【計画】

- ・令和6年度から11年度までの第8次医療計画を推進するための西彼地域保健医療対策協議会を実施する。
- ・西海市の4床病床確保した令和7年の救急診療所開設に向けた技術支援を行う。
- ・長崎区域地域医療構想調整会議および西彼地域保健医療対策協議会等を活用し、地域の医療課題等に関する関係機関との協議および情報共有等を行うことにより、在宅医療を含めた、地域の医療提供体制等の構築・連携強化を図る。

8 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項

8.1 母子保健福祉対策

8.1.1 健やか親子21推進事業

8.1.1.1 母子保健医療推進事業

【事業目的】

- ・母子保健従事者の資質の向上および支援体制の強化を図る。
- ・市町、医療機関、療育機関、母子保健関連の機関による母子保健推進体制の強化を図る。

【現状と課題】

- ・母子保健推進協議会において、児童虐待予防や思春期対策、療育体制（発達障害児、医療的ケア児）等の現状と課題を共有し、その対策について関係機関と協議を行っている。
- ・管内の母子保健等担当者が各市町事業の実施状況等についての情報共有や検討の場として担当者会議を開催している。

【計画】

- ・母子保健推進協議会（年1回）
- ・母子保健担当者等連絡会（年1回）

8.1.1.2 発達障害児支援体制整備事業

【事業目的】

発達障害児に対する支援は、早期の気づきと児の成長に効果的な対応を早期に行うことが必要であるため、発達段階に応じた発達障害児の支援体制の整備を図る。

【現状と課題】

- ・発達外来受診までの待機期間が長期化しており、就学時期の体制、受診目的に応じた医療機関連携体制、地域の療育体制（学校、保護者へのサポート体制）について課題の整理が必要であるため、母子保健推進協議会や各市町自立支援協議会なども部会等にて引き続き協議していく。
- ・平成20年度からティーチャー・トレーニング研修会、平成25年度からインストラクター養成研修会と学童期の発達支援研修会を実施し、ペアレント・トレーニング技法を用いたティーチャー・トレーニングについて普及を図ってきた。今後は、西海内海保育会主体でティーチャー・トレーニングを実施し、さらに波及させていく必要がある。また、インストラクターが自園や近隣園での普及に取り組んでいけるよう支援体制が必要である。

【計画】

- ・保育会が主体となってティーチャー・トレーニング技法を地域へ波及させることができるよう、求めに応じて保育会への後方支援を行う。

- ・各市町自立支援協議会こども部会の参画（適宜）

8.1.1.3 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

【事業目的】

小児慢性特定疾病児及び医療的ケア児とその家族が地域で適切な支援を受け、安心して生活ができるよう保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携促進を図り、地域の支援体制の構築を図る。

【現状と課題】

- ・慢性的な疾患を抱え治療しながら日常生活を送る療養児にとって、必要な治療や医療的ケアは特別ではなく、育児の延長上にあることを理解し地域住民や関係者の理解を促すための啓発が必要。
- ・長期療養児が安心して地域で生活できるよう、医療（病院・在宅医・訪問看護）だけの連携ではなく、生活を支える福祉（相談支援専門員やサービス事業所）や教育（保育所、幼稚園、学校等）との連携が必要である。
- ・長期療養児の小児から成人への移行期は、医療・福祉・就労等の課題を共有する場がなく、支援体制の構築には至っていない。令和5年度11月より医療的ケア児等支援センターつなぐ内に小児慢性特定疾病自立支援員が設置され、自立支援員と情報共有しながら、移行期の支援体制整備が必要である。
- ・災害対策については、医療ニーズが高い療養児と保護者、在宅サービス支援者の自主防災意識の向上が必要である。

【計画】

- ・受給者証の新規・更新申請時を活用した保護者面接の実施（隨時）
- ・医療機関等主催のケースカンファレンスに参加（必要時）
- ・支援区分検討会（年3回実施のうち1回は自立支援員も参加）
- ・特定医療費（指定難病）支給認定制度へ移行をサポート（必要時）
- ・各市町の地域自立支援協議会こども部会へ参加
- ・各市町の地域自立支援協議会こども部会と共に医ケアっここと保護者のつどい「とことこひろば」の開催（年2回）
- ・受給者証の発送にあわせ災害対策のリーフレットの配布（新規・更新時）
- ・人工呼吸器装着児は、災害時対応サポートブックを支援者、市町関係課担当者、保護者と作成し支援者で共有する。（5～6月更新）

8.1.2 健やか親子サポート事業

8.1.2.1 思春期保健対策事業

【事業目的】

思春期世代の子ども達の健全な育成を目的に、学校や地域で子ども達に関わる支援者と連携し、子ども達が適切な健康管理ができるよう支援する。

【現状と課題】

- ・長崎県における20歳未満の人工妊娠中絶率は減少しているが、予期せぬ妊娠や性感染症予防は継続的な課題である。

- ・インターネットやSNSの普及により誤った性情報が氾濫し、子ども達が性に関する情報を得る手段が多様化し、健康課題もSNSに起因する課題が増えている。また、性自認に悩む子ども達、発達に特別なサポートや配慮が必要な子ども達への性に関する対応など、対応も個別化が求められている。発達段階に応じた包括的性教育を子ども達や保護者、学校、関係機関の支援者と展開していく必要がある。このような生育環境の中、効果的な包括的性教育を地域で実施するため、子ども達に関わる支援者が保護者を巻き込みながら継続的に性教育を実施できるよう研修会を開催し知識やスキルの習得を図る必要がある。
- ・晩婚化が進み不妊に悩む夫婦が増加する中、若い世代への妊よう性を含む妊娠・出産の正しい知識の普及・啓発が必要である。
- ・学校からは、こころの健康、ストレス解消法などメンタルヘルスや友人との距離の保ち方、ゲーム依存、コミュニケーションスキルに関する内容を求められることが多い。学校や子どもたちのニーズを把握し、学校、保護者、地域で連携した取り組みが必要である。

【計画】

- ・思春期保健担当者連絡会（年1回）
- ・感染症対策、精神保健福祉対策と連携し、思春期及び妊娠適齢期に関する若者世代への健康教育の実施（随時）
- ・思春期保健担当者連絡会、思春期教室をとおして各学校の性教育の取組状況確認（通年）
- ・母子・思春期保健従事者研修会（年2回）

8.1.2.2児童虐待防止推進事業

【事業目的】

市町と連携を図りながら、児童虐待の発生予防から早期発見、早期対応、再発予防まで総合的に推進する。

【現状と課題】

- ・管内市町要保護児童対策協議会に、保健所から委員として参画している。
- ・ハイリスクケースの早期発見と、予防的な関わりの重要性について、市町や医療機関と共有し、既存事業の有効活用を図ることが必要である。

【計画】

- ・時津町子育て世代包括支援連携調整会議（時津町カンファレンス）へ求めて参画（適宜）
- ・要保護児童対策地域協議会への参画（適宜）

8.1.2.3性と健康の相談センター事業

【事業目的】

妊娠・出産のこと（予期せぬ妊娠を含む）、不妊・不育のこと、思春期の身体や心のことなど、男女を問わずライフステージに応じた性と生殖に関する健康

問題の相談に応じ、健康づくりを支援する。

【現状と課題】

- ・不妊相談の中で学生時代に妊娠のしくみや妊よう性について学ぶ機会がなかったと悔やむ声もあることから、若い世代へプレコンセプションケアを意識した正しい知識の普及啓発が必要である。
- ・特定不妊治療が保険適用となり、助成金申請に付随する不妊相談も減少しているが、不妊に悩む夫婦が減少しているとは考えにくいため、妊活LINEサポート事業やピアサポート等の社会資源の情報提供を行い適切な支援を受けられるよう相談体制を充実する。
- ・妊娠婦のメンタルヘルスや予期しない妊娠等の相談窓口であり、必要時、嘱託医相談につなげることや専門機関と連携を図る。

【計画】

- ・ホームページ等活用し、相談窓口の周知を行う。

8.1.3 小児慢性特定疾病医療費助成制度

【事業目的】

児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより治療が長期にわたり、療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、治療方法に関する研究等に資する医療の給付やその他の事業を行う。

【現状と課題】

- ・小児慢性特定疾病受給者数は令和6年3月末現在延118名である。
- ・法改正に伴い対象疾患の追加等が行われ、新規・更新対象者への周知が必要である。

【計画】

- ・助成内容、申請方法の周知・様式の提供（広報・ホームページ・来所・郵送）
- ・申請に関する問い合わせの対応
- ・「小児慢性特定疾病相談」チラシ及びこども在宅医療サポートブック（西彼保健所作成）の活用

8. 2 医療的ケア児支援

【事業目的】

医療的ケア児及びその家族が地域で適切な支援を受け安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携を図る。

【現状と課題】

- ・医療的ケア児の多くは小児慢性特定疾病受給者の認定を受けており、管内の認定者のうち在宅で高度な医療的ケアが必要な療養児は、令和6年3月末現在で14名である。家族のニーズを反映した地域の社会資源の充実を図るために

も、医療機関や市町と連携し、医療的ケア児の実数や療養状況を継続的に把握する必要がある。

- ・管内は共働き世帯が多いため預け先がないことで母親の就労や復職が困難な現状がある。また、発達段階に応じた生活体験や療育が必要であるが、管内の通所事業所だけではなく、管外地域の通所事業所を利用している現状がある。
- ・就学についても、登校後の付き添いや遠方への通学介助等、保護者の負担が大きく就学先に悩む保護者が多い。地域の学校へ通える環境や受入れるための体制整備が必要である。
- ・管内市町は、医療的ケア児の支援体制の構築を図るために各市町自立支援協議会こども部会を協議の場としている。引き続き、こども部会へ参加し、地域課題を共有し支援体制の整備を図る必要がある。
- ・災害対策は、電源確保が生命に直結する人工呼吸器装着児について災害時サポートブックを保護者や市町関係課や多職種と作成し、市町作成の個別支援計画と併せ、情報共有している。

【計画】

- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に準じる。

8. 3 介護予防対策

【事業目的】

市町が実施する介護予防の取組を効果的・効率的に実施することができるよう、広域的な観点から関係機関等と連携し市町を支援する。

【現状と課題】

- ・団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、重度の要介護状態となつても、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで継続できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現に向けた取組が国・県・市町において推進されている。
- ・各市町が実施主体となり取組んでいる介護予防事業については、「(新しい)介護予防・日常生活支援総合事業」として平成29年4月より全ての市町において取組が開始され、各市町において効果的な介護予防事業の実施に向けた体制整備が図られている。
- ・介護予防事業への支援および関係職種のさらなる資質向上等を目的に、長崎地域リハビリテーション広域支援センターおよび協力病院・施設において技術支援および介護予防関連研修会等が企画されている。このことから、より円滑かつ安定的な地域リハビリテーション支援体制の整備に向け、リハビリテーション専門職自身のさらなる資質向上および介護予防事業等へ協力可能な人材の確保が求められている。

【計画】

- ・関係機関支援（適宜）

9 歯科保健に関する事項

9.1 歯科保健対策

9.1.1 長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業

【事業目的】

長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例に基づき、歯なまるスマイルプランⅢ（長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画）の実現を目指し、歯科保健の実態を把握し、生涯を通じた歯の健康づくりの推進を図る。

【現状と課題】

- ・乳幼児期の1歳6ヶ月児では、う蝕有病率、一人当たりのう蝕本数が県平均を上回っている地域がある。引き続き、市町による健診・指導やフッ化物塗布・洗口、啓発などの継続が必要である。
- ・学童期では管内小中学校でのフッ化物洗口実施は100%であり、継続して実施できる体制を維持していく必要がある。
- ・成人期では市町による歯周疾患健診や妊婦歯科健診が実施されているが、受診率は共に伸び悩んでいる。
- ・高齢期ではオーラルフレイル予防として関係者を含め啓発を進めていく必要がある。

【計画】

- ・西彼地域歯科保健推進協議会の開催（年1回）
- ・歯と口の健康週間を活用した歯科保健の普及啓発（6月4日から6月10日）
- ・各事業での歯科保健の普及啓発

9.1.2 障害者巡回歯科診療事業

【事業目的】

障害児（者）の歯科医療体制を確保し、地域歯科医療での高次機能の補完を図る。

【現状と課題】

- ・一般歯科医療施設での治療が困難な障害児（者）に対して、歯科医療体制の確保及び地域歯科医療での高次機能の補完を図る必要がある。

【計画】

- ・巡回歯科診療車による障害児（者）歯科診療を西海市にて実施予定

9.1.3 フッ化物洗口推進事業

【事業目的】

子どものう蝕を低減するため、保育所、幼稚園、小学校、中学校での集団フッ化物洗口による予防体制を推進する。

【現状と課題】

- ・管内小学校は平成 29 年度から実施率は 100% となった。
- ・中学校は、令和 2 年度から実施率は管内全市町 100% となった。

【計画】

- ・管内市町の歯科に関する協議会への参画

I 0 精神保健に関する事項

I 0. I 精神保健福祉対策

I 0. I. 1 適正な精神医療の確保

【事業目的】

- ・精神障害者の人権に配慮した適切な医療の確保を図り、療養環境の向上を促進する。
- ・自傷他害のおそれがある精神障害者に対し、適正な医療及び保護を図るため、人権に配慮し、精神保健福祉法に基づいた対応を行う。
- ・措置入院者等が退院後に継続的な医療等が確実に受けられ、社会復帰につながるよう支援する。

【現状と課題】

- ・入院患者の処遇については、精神科病院実地指導を実施しており、療養環境の向上を図る必要がある。
- ・精神障害者の保護申請通報件数は、令和5年度は66件であった。そのうち、長崎市保健所管内の事例への対応は、90.9%（60件）を占めている。
- ・令和2年4月、長崎県措置入院者退院後支援の手引きが作成され、令和2年から運用を開始した。継続した支援ができるよう関係機関との連携が必要である。
- ・精神保健福祉に関する管内の課題について、関係機関で協議し、共通認識を深めることが必要である。

【計画】

- ・精神科病院の実地指導（年1回）
- ・精神保健福祉法に基づく申請、通報等において適正な対応を行う。
- ・管内の措置入院者への支援として、入院中から退院後の支援について検討（随時）。
- ・事例の支援方針検討を目的とした定期的な所内検討の実施（毎月）
- ・西彼保健所地域精神保健医療福祉協議会の開催（年1回）。

I 0. I. 2 精神保健福祉相談事業

【事業目的】

一般住民からの保健や医療についての専門相談や関係機関からの対応方法等の相談を受け、相談者が精神疾患等に対する正しい理解を得ることで、早期治療や適切な対応及び支援に繋がり、管内住民が地域で安心して生活を送ることができるように支援する。

【現状と課題】

- ・当所における近年の精神保健福祉に関する相談内容は、社会復帰、依存症、うつ等多岐にわたっている。
- ・精神保健福祉法の改正によって精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者

も対象となることから、多様化する相談に適切に対応できるよう、当所及び市町職員の資質向上、地域全体での協力・連携体制の構築が必要である。

【計画】

- ・随時保健所職員相談対応（電話相談、面接相談、訪問面接）
- ・嘱託医相談（毎月第3木曜日）
- ・嘱託医を活用した事例検討（西海市年2回、長与町・時津町年3回）
- ・他機関とのケース検討：必要時
- ・相談窓口の周知
保健所HPへの掲載、管内市町への広報依頼、その他随時周知

10.1.3 精神障害者社会参加促進事業

【事業目的】

- ・精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指す。
- ・入院生活から地域生活へのスムーズな地域移行に向けて、関係機関（市町、相談支援事業所、医療機関）との連携を強化し、支援体制整備を図る。
- ・精神障害者が、地域社会の中で安心して生活し社会参加できるよう、関係機関と連携を図りながら、精神障害に関する正しい知識の普及啓発やボランティア支援等を行う。

【現状と課題】

- ・令和5年度における当所管内の精神障害者に対する個別給付件数は、地域移行支援0件、地域定着支援0件であった。
- ・令和4年6月30日現在、管内の精神科病院への入院患者（228名）のうち、長期入院者は1年以上が58.3%（133名）、5年以上が28.5%（65名）、10年以上が14.9%（34名）であり、入院中心のケアから地域社会でのケアへの流れを推進し、精神障害者の社会復帰と地域定着を促進していくことが必要である。
- ・令和4年6月30日現在、管内出身の入院患者357名中、159名が管内精神科病院に、165名が長崎市内精神科病院に入院していることから、長崎市内精神科医療機関も含めた医療機関との連携を強化していく必要がある。
- ・ピアサポーターの活用は地域移行を進める上では不可欠であるため、活躍の場の設定が必要である。
- ・各市町が自立支援協議会専門部会を設置しており、保健所は、部会による事業推進を支援している。また、地域移行・地域定着を促進するため、地域生活支援拠点の整備や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、市町支援が必要である。
- ・管内には精神保健福祉ボランティアグループ「クレヨンの会」及び「にじの会」、精神障害者家族会「はまぼう」が活動しており、関係機関と連携し、支援していく必要がある。

【計画】

- ・関係機関と現状や課題を共有し、各機関の取組や連携について意見交換することを目的とした担当者連絡会の開催。
- ・管内市町等の各関係機関による企画会議体による長崎市内精神科病院での院内学習会（地域ぐらし座談会）の開催。
- ・管内各市町の自立支援協議会関連部会への参画。
- ・管内各市町の精神保健に関する相談支援の核となる職員が、当所の精神科嘱託医を活用した事例検討会に参画することによる人材育成。

10.1.4 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

【事業目的】

高次脳機能障害の正しい理解に関する啓発や相談窓口の周知を行う。

【現状と課題】

- ・西彼保健所管内の地域住民に対しては、毎年1回、市町広報誌への相談窓口の掲載を各市町へ依頼し、周知を行っている。相談件数は少ないが、今後も医療や各種サービスへの利用等に適切につながるよう個々の相談に対して十分に支援していく必要がある。
- ・高次脳機能障害にかかる地域支援体制構築に向けては、他の精神疾患同様、事例を通じた関係機関との連携構築が有効な手段であることから、引き続き、相談窓口の周知が必要である。

【計画】

- ・相談窓口の周知（管内市町広報誌への相談窓口情報の掲載）
- ・リーフレット作成（障害の原因や症状、受診可能な医療機関、相談窓口掲載）
- ・精神保健福祉相談（随時）

10.1.5 自殺対策推進事業

【事業目的】

様々な分野の関係機関がそれぞれに役割を担い、連携・協働して自殺対策事業を行うことにより、管内自殺者数の減少を目指す。

【現状と課題】

- ・改正自殺対策基本法（平成28年3月成立）により、市町においては「市町村自殺対策計画」作成が義務づけられた。平成30年度に管内市町それぞれで計画作成がされた。
- ・令和4年度に、「自殺対策大綱」「長崎県第3期自殺総合対策5ヵ年計画」の見直しが行われ、管内市町においては、国・県の方針に基づき、令和5年度に西海市及び長与町が市町村自殺対策計画を改定し、時津町は令和6年度に見直す予定である。計画の見直しを通じ各市町の連携体制を強化し自殺対策を推進していく必要がある。
- ・管内の自殺者数は、全体的には緩やかな減少傾向にあるが、市町毎では増減があり、年齢別・性別に見てもばらつきがある。過去10年間の管内全体の

自殺者数（累計）を5年スパンで比較すると、年齢階級別では60歳以上の割合は5割を超えており、1.3%減少、逆に40歳代～50歳代では8.2%増加している。男女比は、依然として男性が多いが、男性は女性の3.3倍だったものが2.4倍に減少し、女性が増加傾向にある。各年代特有の自殺の背景にある危機経路を断ち切れるよう自殺を考えている人の存在に気づき、必要に応じて専門家に繋ぐ役割を担う人材の育成や意識の向上を目指す普及啓発が必要である。

【計画】

- ・体制整備

- 自殺対策事業担当者連絡会の開催（年1回）

- 市町支援 等

- ・人材育成・普及啓発

- 自殺対策研修会の開催（年1回）

- 商工会を通じた事業所への相談窓口情報提供

- 出前講座の実施（学校・一般住民・事業所 等）

- ・その他

- 相談支援 等

10.1.6 ひきこもり対策推進事業

【事業目的】

「ひきこもり地域支援センター」として、地域におけるひきこもり支援の拠点となり、関係機関との連携体制を構築し、正しい知識の普及啓発や理解の促進を図ることで、ひきこもり状態に悩む人や家族の支援を行う。

【現状と課題】

- ・すべての人がどこで生活していくても相談でき、支援を受けられるために、身近な市町村における相談体制の整備が求められている。管内各市町の実情に応じて、相談体制及び府内外との連携体制整備を促進していく必要がある。また、対象者に応じた相談支援が実施できるために、当所及び市町職員の資質向上を図る必要がある。
- ・管内市町において、ひきこもり状態にある方は推計で約808人（15歳～64歳）いるとされている。必要な方が気軽に相談につながるために、積極的に相談窓口の周知やひきこもりに関する正しい知識の普及啓発を行っていく必要がある。

【計画】

- ・管内市町相談体制の整備：嘱託医を活用した事例検討会の開催、ひきこもり担当者連絡会の開催、ひきこもり相談会の開催、民生委員児童委員等を対象とした研修会の開催
- ・普及啓発、管内相談窓口の周知
- ・その他：相談対応、関係団体との連携の促進、生活困窮者自立支援事業実施機関との連携

10.1.7 精神科救急医療連携に関すること

【事業目的】

長崎地域における精神科救急患者や身体合併症を有する精神科疾患患者への適切な医療提供体制の整備を図る。

【現状と課題】

- ・長崎圏域においては、一般救急医と精神科医の連携体制の構築が必要である。

【計画】

- ・精神科救急医療連携に関する関係機関による情報共有の実施（年1回）。

10.1.8 依存症対策総合支援事業

【事業目的】

依存症対策総合支援事業として、相談、普及啓発、教育、回復支援という4つの柱のもと、国の動向を踏まえ、依存症患者及び家族が求める支援に対し、適切な対応が切れ目なく行えるような支援体制の強化・充実を図る。

【現状と課題】

- ・アルコール健康障害対策基本法（平成25年成立）及び国の中長期計画に基づき、平成31年3月に「長崎県アルコール健康障害対策推進計画」を策定し、令和6年3月に第2期計画を策定している。
- ・ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年成立）及び国の中長期計画に基づき、「長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画」（令和2年1月）を策定し、令和5年3月に国の中長期計画の変更や現状を踏まえ、見直されている。
- ・上記計画は、「長崎県医療計画」、「健康ながさき21」「長崎県自殺総合対策5ヵ年計画」と整合性を図りながら推進している。
- ・依存症対策は、各計画に応じて様々な取組が実施されているが、地域保健福祉関係者に十分理解されているとは言い難い状況にあり、早期発見する仕組みづくりと相談しやすい環境づくりが必要である。
- ・住民に対する依存症についての正しい知識の普及啓発が必要である。

【計画】

・普及啓発

依頼があった学校等に対して「こころの健康」の一環として、依存症について出前講座を実施（随時）

ギャンブル等依存症問題啓発週間における競艇場等関係団体と連携した普及啓発、ポスター掲示、リーフレット配置（年1回）

・相談支援（嘱託医・保健所職員による精神保健福祉相談）（随時）

Ⅱ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾患により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項

Ⅱ.Ⅰ 難病対策

Ⅱ.Ⅰ.Ⅰ 難病患者地域支援対策推進事業

【事業目的】

難病患者に対し、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図る。

【現状と課題】

- ・難病の中でも特に神経・筋疾患については新規申請時に面接、訪問等情報把握を行い、所内にて支援方針の検討、関係機関との連携を図っている。特に病気の進行が早く、在宅療養サービスの調整が必要となる筋萎縮性側索硬化症患者や在宅療養が長期に渡る人工呼吸器装着患者を中心とした個別支援の充実が必要である。
- ・在宅療養生活を支える訪問介護員の質の担保並びに利用拡大を支援するために、難病ホームヘルパー養成研修をH24年度に基礎課程Ⅰ、H29年度に基礎課程Ⅱを実施した。
- ・患者・家族に対しての疾病的正しい理解や交流の場である医療相談会や患者家族交流事業については、県難病相談・支援センターや当事者会等と連携し、情報提供や対象者へ案内している。
- ・災害対策においては、市町担当部局と連携した個別支援計画策定等を進め、関係機関と情報共有を行い自助を高めていく必要がある。

【計画】

- ・主に神経難病や必要と思われる患者・家族に対し、在宅療養支援計画策定・評価事業に基づく訪問相談事業を実施
- ・重度訪問介護支援対象者の家族交流会
- ・在宅人工呼吸器治療難病患者について、市町等と連携した「災害時個別支援計画」の策定支援
- ・難病従事者研修会の開催（年1回）
- ・西彼地域難病患者地域支援連絡会の開催（年1回）

Ⅱ.Ⅰ.Ⅱ 特定医療費（指定難病）支給認定制度

【事業目的】

発病の機構が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾患であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもののうち、指定難病にかかる疾病に関する医療の確立・普及を図ると共に、難病患者の医療費の負担軽減を図る。

【現状と課題】

- ・H27年1月から「難病患者に対する医療費等に関する法律」に基づく新たな医療費助成制度が施行された。対象疾患数は、令和6年4月から341疾患へ

拡大している。

【計画】

- ・特定医療費（指定難病）支給認定申請の受付
- ・特定医療費（指定難病）支給認定申請に関する相談対応を行う。

12 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項

12.1 感染症対策

12.1.1 感染症予防事業

【事業目的】

- ・感染症発生の予防及びまん延防止のため、関係機関と連携を図り必要な対策を講じる
- ・感染症に対する正しい知識の普及を図る

【現状と課題】

- ・管内のダニ媒介感染症の患者が継続して発生しているため、①曝露地域や曝露状況に関して疫学調査を強化し、②県民（特に高齢者、農作業・除草作業を行う者）への予防行動の啓発を強化して実施する必要がある
- ・腸管出血性大腸菌感染症について、遺伝子型が一致する疫学リンクが確認できない症例が発生しているため、偏りのない疫学調査を実施し、県域で情報共有できる体制構築の働きかけを継続する

【計画】

- ・西彼地域感染症対策協議会の開催（1回）
- ・感染症発生時の迅速かつ的確な対応や感染源の究明及び感染拡大のリスク評価の実施
- ・普及啓発活動の実施（ダニ媒介感染症を強化）
- ・国内外の感染症発生状況を把握し、管内のリスク評価を実施し発生時に備えた準備を行う

12.1.2 感染症発生動向調査事業

【事業目的】

管内における感染症発生情報を収集、分析、提供、公開を行うことにより感染症の発生予防、まん延防止および適切な医療のための情報提供を図る。

【現状と課題】

- ・管内も含めた長崎県における感染症発生状況を速やかに関係機関や地域に対して情報提供し、感染症流行時には、隨時注意喚起を行っている。

【計画】

- ・感染症発生動向の保健所ホームページ掲載（毎週）
- ・感染症発生動向を関係機関へ情報還元実施
- ・管内において注意が必要な感染症について、迅速に情報提供及び必要に応じた注意喚起を実施する
- ・管内の流行状況に関する疫学情報を分析し関係機関へ提供する

12.1.3 予防接種事業

【事業目的】

市町と連携し適切な情報提供と予防接種勧奨に取り組み、感染症の発生及び蔓延防止を図る。

【現状と課題】

- ・管内市町とも法改正に対して適切に対応できている。
- ・令和5年度は、予防接種の間違い報告件数が2件（新型コロナウイルス予防接種を除く）であったが、重大な健康被害につながる案件はなかった。

【計画】

- ・予防接種に関する適切な情報の提供
- ・予防接種に関する相談対応
- ・予防接種法に基づく適切な対応の実施

12.1.4 肝炎対策事業

【事業目的】

B型C型肝炎ウイルス検査を促進し、早期発見・治療に結びつけるとともに、感染者に対する相談、治療が円滑に行われるよう推進する。

【現状と課題】

- ・肝炎ウイルス受検体制として保健所（特定感染症検査）、委託医療機関、市町（健康増進法に基づく肝炎ウイルス検査）が実施されており、今後も検査の機会の提供と周知を行っていく必要がある。
- ・平成27年度からウイルス性肝炎患者等を早期治療に結びつけ、重症化予防を図ることを目的に「長崎県ウイルス性肝炎患者重症化予防事業」（初回精密検査・定期検査費用助成）を実施している。
- ・肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者等が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようすることを基本的な役割とする、肝炎医療コーディネーターの養成を開始している。

【計画】

- ・B型、C型肝炎相談及びH Bs抗原、H C V抗体検査の実施
(通常検査(月～金曜日)、夜間検査(毎月第4月曜日))
- ・肝炎医療コーディネーターによる肝炎の相談、関係機関との連携
- ・肝炎治療特別促進事業(肝炎治療受給者証交付)申請受付
- ・普及啓発活動
- ・ウイルス性肝炎重症化予防事業申請の受付、肝炎ウイルス検査陽性者に対し確実に専門医療機関につなげる。

I2.1.5 エイズ・性感染症予防事業

【事業目的】

- ・エイズ、性感染症の理解に関する啓発、匿名、無料検査相談窓口の周知を図る。
- ・エイズ、性感染症の早期発見、早期治療につなげる。

【現状と課題】

- ・全国的に新規 HIV 感染者、新規エイズ患者は横ばい傾向であるが、新規報告数のうちエイズ発症によって初めて HIV 感染が判明する「いきなりエイズ」が約 3 割を占めている。そのため、早期発見、早期治療が大変重要となる。また令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症の関係で、明らかに検査数の減少がみられた。HIV 感染者やエイズ患者が潜在してしまう可能性があるため、例年以上に検査の必要性や体制について普及啓発していく必要がある。
- ・梅毒は、日本では S 62 年(報告数 2928 件)をピークとする流行の後、報告数は減少傾向であったが、近年再び増加してきている。長崎県でも同様に増加しており、他性感染症検査目的の受検者へも、積極的に検査を勧め、早期発見、早期治療につなげる必要がある。
- ・HIV 検査普及週間や世界エイズデーの期間に管内市町や関係機関等へポスター配布や広報誌掲載依頼等普及啓発を行っている。また依頼があった学校に対しては、性感染症予防教育を母子保健担当者とともに実施している。

【計画】

- ・エイズ・性感染症相談窓口の開設（隨時）
- ・HIV抗体検査、梅毒検査の実施（通常検査、夜間検査、レディースデイ・イベント時の即日検査）
- ・夜間検査予約のためのオンラインシステムの開設
- ・HIV 検査普及週間、世界エイズデーを中心に普及啓発活動、健康教育の実施（各イベント時にポスター配布や市町広報誌への掲載、学校への健康教育の実施、保健所ホームページへの掲載）

I2.1.6 麻疹・風疹予防対策事業（風疹抗体検査等を含む）

【事業目的】

麻疹・風疹の排除を目指し、疾患に対する理解を深め、感染及びまん延防止を図る。

【現状と課題】

- ・麻疹に関しては、日本は2015 年にWHO から排除認定を受けているが、海外からの持ち込み症例を発端とした患者発生、感染拡大などの流行は見られている。今後、県内でも発生する可能性もあり、医療機関及び住民への普及啓発が必要である。
- ・風疹に関しては、平成24～25 年にかけて全国的に流行したが平成26 年には減少しており、当所管内での流行は見られていない。風疹抗体検査の件数は年々減少傾向にあるが、妊婦が感染による胎児への影響等を予防するために

も引き続き、普及啓発を行い、当所での検査及び市町による抗体検査・予防接種等の周知することが必要である。

- ・麻疹・風疹ともに予防接種で予防できる疾患であり、併せてワクチン接種に関して普及啓発を行うことも必要である。

【計画】

- ・麻疹・風疹に関して、ホームページ等を活用し普及啓発を行う。（隨時）
- ・風疹抗体検査の実施
- ・麻疹・風疹に関する相談対応を行う。（隨時）
- ・麻疹・風疹発生時は、迅速な疫学調査及び検査を実施する。

12. 2 結核対策

12.2.1 結核予防対策推進事業

12.2.1.1 発生の予防及び蔓延の防止

【事業目的】

- ・感染症法に基づき、結核患者の早期発見・早期治療により感染の拡がりを抑える。
- ・定期健康診断の促進による結核患者の早期発見、結核患者と接触があった者に対する健康診断の確実な実施による結核のまん延を防止する。

【現状と課題】

- ・長崎県の結核罹患率は令和4年10.7（全国8.2）であり、全国ワースト3位である。また、管内は8.5であり前年と比べ減少した。
- ・令和5年度は結核接触者健診を延22人に対して実施し実施率は100%である。また、高齢者の結核患者が多いことから、健診対象者も高齢者施設や医療機関の利用者が多くなっているおり、医療機関や介護施設との連携が益々重要になっている。

【計画】

- ・結核患者発生時の接触者検診と治療終了後の管理検診を実施する。
- ・高齢者施設において、結核の正しい知識や結核早期発見について普及啓発する。
- ・高齢者に対する定期健康診断受診率を向上するために、高齢者施設を中心に住民健診や結核に対する普及啓発を行う。

12.2.1.2 適正な結核医療確保

【事業目的】

- ・入院勧告及び就業制限、結核医療費公費負担を適正に行い、結核患者に対して早期に適切な医療を提供する。
- ・感染症法に基づき、医療費公費負担に関して必要な事項を診査する。

【現状と課題】

- ・感染症法に基づき、医療費公費負担に関して必要な事項を診査する。

【計画】

- ・結核診査専門部会を開催する。

12.2.1.3 結核発生動向調査事業

【事業目的】

結核について発生状況情報を収集、分析、提供を行うことにより結核の発生予防、蔓延防止を目的とする。

【現状と課題】

- ・結核登録者情報システムに確実に入力し、還元された情報を住民及び関係者へ情報提供を行っている。

【計画】

- ・感染症発生動向調査事業にて関係機関へ情報還元を行う
- ・コホート検討会等での情報還元及び情報提供

12.2.2 結核対策特別推進事業

12.2.2.1 治療完遂のための患者支援

【事業目的】

関係機関等との連携のもと、治療中断のリスク・患者の利便性・地域の実情を考慮したDOTS事業（直接服薬確認）を実施することにより、患者に対する服薬支援を徹底し、患者の完全治癒を図る。

【現状と課題】

- ・服薬支援は全ての治療者の治療完遂に向けて実施しており、令和5年度のDOTS対象者は12名であり、実施率は100%であった。
- ・令和5年度は、入退院届出はほぼ遅延なく提出された。適切な患者支援を実施していくためにも遅延なく届出がなされるよう引き続き周知を行っていく必要がある。

【計画】

- ・全ての治療者に対して、服薬支援の実施
- ・医療機関等の関係機関と連携した患者支援の実施
- ・医師、医療機関の発生届及び入退院届出義務についての周知を図る
- ・コホート検討会の実施（1回）

12.2.2.2 高齢者結核対策

【事業目的】

結核を早期発見し、早期治療につなげることで感染拡大防止を図る。

【現状と課題】

- ・令和5年の活動性結核患者のうち60歳以上が77.8%、80歳以上の高齢者は33.3%であった。
- ・患者の殆どが医療機関を受診して発見されていることから、有症状の早期受診・早期診断が重要となっている。
- ・高齢の患者は副作用の出現等により、治療期間の長期化が予想される。そのため、医療機関や介護サービス事業者等との連携・協力は不可欠である。
- ・高齢者施設等の職員は結核への意識・関心が高いとは言えず、正しい知識の提供が必要である。
- ・令和5年度は、依頼があった高齢者施設2か所に対して出前講座を実施し、その際結核早期発見チェックリストについても再度周知を行った。

【計画】

- ・感染症研修時に高齢者施設職員を対象に正しい知識と情報の提供及び結核早期発見チェックリストの活用を促す。
- ・高齢者施設へ出向き、職員に対し結核に関する研修会を開催する。（隨時）

I 3 衛生上の試験及び検査に関する事項

I 3. I 衛生上の試験及び検査に関すること

【事業目的】

関係法令に基づき各種検査を行い、感染症及び食中毒の発生予防、まん延の防止をはかるとともに、正確かつ迅速に結果を提示することにより科学的根拠に基づく行政対応と市民に対する安全・安心を提供する。

【現状と課題】

- ・様々な感染症に関する検査の質や精度、さらには迅速性が求められている。
- ・試験・検査業務は福祉保健部分野、県民生活環境部分野があり、地域の特性や課題に応じた検査及び調査には分野を超えた調整等が必要である。

【計画】

- ・地域の特性に合わせた、各種計画や法に基づく検査・採水・検体送付等の実施
- ・食中毒（疑い含む）、苦情等に係る食品等の原因究明のため、迅速で適切な検査を実施
- ・感染症のまん延防止のため、迅速で適切な接触者等健康診断を実施
- ・検査機器等設備の適正な保守管理
- ・食品衛生検査施設業務管理基準（食品G L P）の徹底による検査精度向上と信頼性確保の取組み

I 4 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

Ⅰ 4. Ⅰ 健康危機管理機能強化

Ⅰ4.Ⅰ.Ⅰ 健康危機管理対応訓練事業

【事業目的】

健康危機発生時に迅速かつ適切に対応するため、対策の強化を図る。

【現状と課題】

- ・新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等が発生する危険性が懸念されるため感染防止対策の重要性が高まっている。
- ・自然災害等発生時における関係機関との連携構築および継続的な訓練実施が求められている。

【計画】

- ・DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の養成や鳥インフルエンザ発生時の防護服着脱訓練など自然等災害発生時に備えた研修等の実施
- ・災害時の医療体制に係る関係機関との連携構築を図るための検討、連絡窓口の確認、情報伝達訓練の実施及び医療機関の情報収集を行う。

Ⅰ4.Ⅰ.Ⅱ 新型インフルエンザ対策事業

【事業目的】

新型インフルエンザ等の発生に備え万が一発生時に迅速かつ適切に対応するため、対策の強化を図る。

【現状と課題】

- ・「長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」は H26.3 月、管内「各市町新型インフルエンザ等対策行動計画」は H27.3 月までに策定されている。
- ・「長崎県立保健所新型インフルエンザ等対策マニュアル」が平成 30 年 3 月に策定されたことに伴い、「西彼保健所新型インフルエンザ等対策マニュアル」については廃止した。但し、「西彼保健所新型インフルエンザ等対策マニュアル」の一部については、独自に県マニュアルに統合を図っている。
- ・R5 に長崎県予防計画が改定され、新興感染症発生に備え医療措置協定や訓練等の目標値が定められた。協定に基づく医療体制構築や関係機関との連携強化が求められている
- ・新型インフルエンザ行動計画については、今年度、政府及び都道府県の改定が行われる予定であるため、情報収集に努める

【計画】

- ・高齢者施設と医療機関の協力体制の状況確認、マッチング
- ・高齢者施設と医療機関の連携強化のための訓練実施（1回/年）

Ⅰ4.Ⅰ.Ⅲ 鳥インフルエンザ対策事業

【事業目的】

養鶏場等において鳥インフルエンザが発生した場合に、養鶏場従事者、防疫作業従事者並びに地域住民への感染を防止するため、防疫作業従事者等の健康管理、地域住民を対象とする健康相談窓口の開設、心のケア等の対策を関係機関と連携して行う。

【現状と課題】

- ・令和4年12月21日に佐世保市で県内初めて鳥インフルエンザが発生し、当所から人員の派遣を行った。
- ・県内初めての発生で、動員者を調整する際に求められた人数や役割に応じた人員の確保について課題があったが、課題をフィードバックして今後の対応へ活かすきっかけとなった。
- ・令和4年度の県内の発生により、今後は、健康調査従事者や防疫措置従事者への精神的ストレスを含めた健康管理の対応が求められる。

【計画】

- ・発生時の対応を目的とした訓練の実施及び実地演習への参加
- ・所内体制の整備。毎年度職員担当一覧を更新し、所内体制を確認する。

I4.1.4 原子力防災訓練事業

【事業目的】

原子力災害から住民の生命と健康に係る被害が発生した、または、発生する恐れがある場合に迅速かつ適切に対応するため、長崎県地域防災計画等に基づく訓練等に参加し、活動手順を習得する。

【現状と課題】

- ・関係機関が設置、運営する救護所（避難所）で緊急被ばく医療活動に携わる。
- ・定期的な訓練による活動手順の習得と関係機関との連携及び原子力防災に関する研修による知識の習得が必要

【計画】

- ・長崎県原子力防災訓練への参加
- ・原子力防災関係研修の受講

I 4. 2 健康ながさき21推進、地域・職域連携推進

I4.2.1 たばこ・アルコール対策事業

【事業目的】

- ・受動喫煙防止対策の推進を図る。
- ・禁煙対策の推進及び未成年者の喫煙防止を図る。
- ・生活習慣病のリスクを高めるアルコール量を飲酒している人の割合を減少させ、適正飲酒を推進する。

【現状と課題】

- ・毎年実施される公共施設の受動喫煙対策状況調査では、管内市町が管理する

公共施設の対策がとられつつある。

- ・健康増進法の一部改正により令和2年度から飲食店も原則屋内禁煙となっているが、すべての飲食店で対策ができているとは言えないため、庁内連携し、啓発や個別確認を行う必要がある。
- ・母子手帳交付時や乳幼児健診時において、父親の喫煙率が約50%と全国・県の値を上回る市町があるため、現状を把握し受動喫煙対策や禁煙支援について、家庭や地域、職域と連携し取り組むことが必要である。

【計画】

- ・食品衛生責任者養成講習会や営業許可申請時における飲食店への受動喫煙防止対策に関する啓発及び個別確認の実施
- ・市町と協力し家庭内受動喫煙の状況を把握する。
- ・事業所における受動喫煙対策及び禁煙支援について情報提供や講話等の支援を行い、地域・職域連携推進協議会で報告、対策検討
- ・相談時及び違反時対応

| 4.2.2 がん対策事業

【事業目的】

- ・がん検診による早期発見・早期治療の実現によりがんによる死亡者を減らす。
- ・生活習慣の改善によるがん予防を図る。

【現状と課題】

- ・がんは、全国・長崎県・管内市町における死因第1位であり、長崎県における死亡率は全国的にも高い状況です。
- ・管内市町のがん検診受診率は微増傾向にあるが、各市町健康づくり計画の目標値を下回っている現状であり、引き続き受診勧奨・啓発が必要である。

【計画】

- ・がん検診の普及啓発
- ・がん予防における正しい知識の普及

| 4.2.3 栄養・食生活による健康づくり事業

【事業目的】

生活習慣が原因となる疾患の発症を防止し、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上等を実現する。

【現状と課題】

- ・平成28年度長崎県健康・栄養調査の結果より、平成23年度の調査結果と比較すると、野菜の摂取不足や食塩の摂取量が多い人が依然として7割を占めており、脂肪エネルギー比率が25%以上者の割合が増加している等、食生活に関する問題点が明らかになった。
- ・健康づくりに配慮した食事をとることができるような環境整備の一環とし、「長崎県健康づくり応援の店」事業が見直され、新たな基準での事業周知及

び登録の働きかけを行い、令和5年度末で12店舗が登録。今後は、登録店舗を増やし、更なる推進を図る必要がある。

【計画】

- ・研修会等で長崎県の食生活に関する課題を周知し、野菜摂取量の増加等、食生活の改善に向けた啓発を行う。
- ・「長崎県健康づくり応援の店」登録推進

I 4.2.4 こころの健康づくり、その他

【事業目的】

【現状と課題】

【計画】

- ・I 0.1.5 自殺対策推進事業に準ずる。

I 4.2.5 地域・職域連携推進事業及び職場の健康づくり応援事業

【事業目的】

- ・地域保健と職域保健の連携により、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図る。
- ・地域住民が生涯を通じて健康づくりができるよう支援する。

【現状と課題】

- ・事業所（特に小規模事業所）における健康管理体制が十分ではない。
- ・地域保健、職域保健それぞれの関係機関の連携は十分とは言えない。各関係機関における保健事業の取り組みの充実及び連携強化による健康づくりの推進が必要である。

【計画】

- ・西彼保健所地域・職域連携推進協議会の開催（年1回）
- ・委員と協同したながさき健康づくりアプリの普及
- ・商工会や協会けんぽ等と連携し健康経営についての講話や事業所訪問。
- ・事業所における受動喫煙対策及び禁煙支援について状況把握や情報提供等の支援。

I 4.3 地域リハビリテーション推進

【事業目的】

高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域において、生き生きとした生活を送るために必要なリハビリテーション事業が、適切かつ円滑に提供される体制の整備を図る。

【現状と課題】

- ・長崎地域リハビリテーション連絡協議会（事務局：西彼保健所）を設置し、円滑な事業実施体制および事業方針について、市町、関係団体および長崎地

域リハビリテーション広域支援センターによる協議を1回／年の頻度で実施している。

- ・長崎地域リハビリテーション広域支援センター（指定機関：NPO法人ナガサキリハビリテーションネットワーク）を中心に、協力病院・施設（16箇所）および協力団体（2団体）が連携し、3つのブロック（長崎市・西海市・西彼杵郡）において市町における介護予防事業への支援等、地域リハビリテーション支援体制整備に向けた活動を実施している。
- ・地域リハビリテーション支援体制整備事業は、関係機関との連携体制構築および地域住民の支援者を支援することによる人材育成を通じ、より多くの地域住民へリハビリテーション事業が、適切かつ円滑に提供される体制を目的としている。

長崎圏域においては、他圏域と比べて人口規模、面積および圏域内の地域差（偏在化）が大きいことから市町事業（地域ケア会議・住民主体の通いの場への参画等）への協力可能な人材の確保がより多く求められている。そのため、3つのブロックの実態に応じた体制の見直しが必要となっている。

【計画】

- ・長崎地域リハビリテーション連絡協議会の開催（1回／年）
- ・長崎地域リハビリテーション広域支援センターの運営支援（適宜）
　　広域支援センター運営委員会への参画
　　西海市・西彼杵郡のブロック会議、および両ブロック研修会への参画
　　西彼杵郡ブロック会議の長与町・時津町単独会議への参画

14. 4 地域包括ケアシステム推進

【事業目的】

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域における包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進する。

【現状と課題】

- ・管内3市町において、地域包括ケアシステム構築に向けた取組が進められており、令和5年度時点で西海市（6圏域全て）、長与町・時津町は、概ね構築されたと判断された。今後、更に充実した取り組みとなるよう支援を行っていく必要がある。
- ・グループホームや老人保健福祉施設等を含めた在宅死亡率の割合が低く、またACP（アドバンス・ケア・プランニング）について介護者との話し合いや書面化している割合も低く、自分らしいケアを受けたり最期のケアについて本人の意思確認を行う取り組みを推進していく必要がある。

【計画】

- ・管内3市町の自立支援型地域ケア会議への参画及び地域包括ケアシステム

構築への支援（適宜）

- ・管内 3 市町の在宅医療・介護連携推進協議会等への参画
- ・老人施設等の施設における ACP 取組を推進する検討会・研修会の開催

I 4. 5 情報の収集、整理及び活用

【事業目的】

情報の収集、分析及び評価を行い、地域の健康課題を把握し、保健所の施策及び市町の各施策の推進の支援に活用する。

【現状と課題】

- ・既存データ及び業務を通して得た情報等を用いて、地域全体を把握する必要がある。

【計画】

- ・データの情報収集・分析を行い、地区活動の実践へつなげる。
- ・得られたデータ・情報を市町へ還元する。

I 4. 6 調査及び研究

I 4.6.1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進に係る「地域ぐらし座談会の実施効果に関する調査」

【事業目的】

- ・精神科病院に入院している精神障害者の地域移行の促進を目的に、精神科病院内で開催されている院内学習会（地域ぐらし座談会等）について、参加する患者及び病院職員の意識の変化等の調査を行い、事業の実施効果を評価する。
- ・調査で得られた結果を当所及び管内市町における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進に活用する。

【現状と課題】

- ・当所管内市町と隣接している長崎市に開設している 2 つの精神科病院で、令和 4 年度及び令和 5 年度に当所の調整により、関係機関と共同で地域ぐらし座談会を開催したが、その実施効果の検証が行われていない。
- ・西海市自立支援協議会障がい者地域移行・地域定着支援部会は、西海市内の精神科病院を対象に、地域移行の促進を目的に「地元暮らし交流会」を令和 5 年度までに 7 回開催しているが、他精神科病院での同様の取組みとの比較等による効果の検証が行われていない。

【計画】

- ・地域ぐらし座談会及び地元暮らし交流会に参加する精神障害者及び病院職員に対して、参加したことによる意識の変化等に関する情報収集、分析を行う。
- ・得られたデータ・情報を、調査対象医療機関、管内市町等に還元し、今後の

施策の基礎資料とする。

- ・調査、分析等は長崎県立大学と共同で行う。